

# 山梨県公報

第一千六百六十一号

平成二十八年  
十一月二十二日

木曜日

## 化合物

三 指定する区域において講すべき指示措置 地下水の水質の測定

### 山梨県告示第三百八十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十二日

山梨県知事 後藤 斎

- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………九三九
- 保安林の指定の予定(二件)……………九三九
- 道路の区域変更……………九四〇
- 道路の供用開始(二件)……………九四〇
- 公共測量の実施……………九四一
- 都市計画の変更図書の縦覧……………九四一
- 信号機の設置等交通規制の告示の一一部改正……………九四一
- 正誤

- 平成二十四年三月三十日付号外第十八号中……………九四三

## 告示

### 山梨県告示第三百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十八年十二月二十二日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 保安林の所在場所 草津市穂坂町上今井字上組一四八五から一四八八まで、一四九八、一五〇〇、一五〇五、一五〇六、一五一三の一、一五一三の二、一五一四、一五六、一五二〇、一五二一、一五二二、一五二三の二、一五二四から一五二六まで、一五三〇から一五三二まで、一五三五から一五三七まで、一五三九から一五四一まで、一五四四の一、一五四四の二、一五四五、一五四六、字中組一四五〇、一四五一、字天神ハキ一六七〇の四、一六八〇、一六八一の三、一六九三、一六九四の一から一六九四の三まで、一六九五から一六九七まで
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 字上組一四八五から一四八八まで・一四九八・一五〇〇・一五〇五・一五〇

平成二十八年十二月二十二日

山梨県知事 後藤 斎